

返戻金制度に関する事項

当社より紹介し、採用された求職者に係る雇用契約が半年以内の短期間で契約終了に至った場合、

(該当求職者の一身上の都合により退職した場合に限る)求人者から申し受けた手数料の一部を

原則として以下の割合で払い戻しいたします。

但し、求人者の採用決定者(求職者)に対する対応が、各種労働関連法令に違反し、それを理由に

採用決定者(求職者)が一身上の都合にて退職した場合には、手数料の返還はいたしません。

入社後 30 日以内で雇用契約が終了した場合 80%

入社後 31 日から 60 日以内で雇用契約が終了した場合 50%

入社後 61 日から 90 日以内で雇用契約が終了した場合 30%

紹介予定派遣の場合、派遣期間は試用期間にあたるため、上記の返戻金制度は適用されません。